

2023年8月22日

## 此度は実現するのか？イノベーションボックス税制



[三好内外国特許事務所](#)  
[弁理士 高橋俊一](#)

5月から7月にかけて知的財産に関するニュースの一つとして、政府が「イノベーションボックス税制」を導入することを検討するというニュースが目にとまった。

「イノベーションボックス税制」とは、特許等の知的財産を活用して生じる所得に優遇税率を適用する税制度である。研究開発に当たっての費用についての税制優遇処置である研究開発促進税制とは異なる。類似するものとして「パテントボックス税制」なるものがあり、現状は略同じ意味に捉えられているようである。「パテントボックス税制」は、既に2000年前半から欧州の複数の国で導入されていて、現在では、インド、シンガポール、オーストラリアでも導入・検討がなされている。

「パテントボックス税制」については、経団連や商工会議所等が2013年から次年度の税制改正に向けた要望書の中でその創設を呼び掛けてきたものである。これまでは、取りも直さず税収減に繋がり、また手続き負担が大きく、更にその効果に疑問があることなどを理由に採用には至らなかった。しかし、ここに来て、岸田首相が提言した「骨太の方針」における「我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていくことが重要である。」との方針により、方向転換したものと思料する。事実、日本は、諸外国に比べて法人税率が高く、無形資産を優遇する税制が存在しないことから、税法上の国際的イコールファイティング（同等の立場となるように基盤・条件を同じにすること）が確保されているとは言えず、競争力が低下しているとの指摘がある。これを受けて経済産業省は、本年4月に、「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」を立ち上げて「イノベーションボックス税制」導入についての審議を行い、今夏に纏める税制改正要望に盛り込むことを目指している。

「イノベーションボックス税制」導入の目的は、日本の研究開発拠点としての立地競争力の強化やイノベーションを促進することである。

そして、「イノベーションボックス税制」に期待される効果として、次のものが挙げられている。

1. 他国に負けない優遇税制を講じることにより、研究開発拠点及び研究開発によって生まれる知的財産の両方を国内に集約することによるイノベーション拠点としての魅力向上

2. 企業内で有効活用されていない知的財産の活用インセンティブを与えることで、知的財産のライセンスアウトを通じたオープンイノベーションの推進
3. 研究開発投資の結果をトレースするインセンティブを生み出し、どの研究開発投資がどれだけ知財、収益に結びついたという研究開発投資の生産性の可視化の促進
4. 研究開発投資によって生まれた収益を次の研究開発プロジェクトに再投資することによって成立する新たな価値を生み出し、次の産業を創り出すイノベーション循環の推進

「イノベーションボックス税制」は、研究開発促進税制が研究開発投資について一過性の控除があるのに対して、知的財産を活用して生じる所得について継続的に税率が下がることから、企業にとってはより有難味を感じる制度であるが、実現させる上で検討すべき点が多い。まず、目的・効果を達成する上で、優遇税制を適用する知的財産の範囲をどこまでとするか。すなわち、研究開発の成果として生まれた無形資産のすべてを対象にするのかをはじめとして、どの知的財産（例えばAIや半導体といった技術分野を特定するのか、意匠権、商標権や育成者権等は含むのか？）に適用するのか、知的財産のどの活用による所得（例えば譲渡所得、ライセンス所得等）に適用するのか等である。また、知的財産を活用して生じる所得に対する支出（例えば生産費用、広告宣伝費用等を除く等）をどこまで認めるのか、そして、税率をどうするのか等である。特に、知的財産を活用して生じる所得の認定・算定に関する検討においては、優遇税制を受けるための手続きが複雑化することで優遇税制が絵に描いた餅になることがあってはならないことから、慎重であるべきとされる。そして、これらの研究会における検討結果については、7月31日付で「中間とりまとめ」として公表されるに至っている。

「イノベーションボックス税制」は、研究開発促進税制の適用を受けることが難しいといわれるスタートアップ、ベンチャー等の創業からの歴史が浅い小規模企業体にも当然適用され得るものである。特に、ディープ・テックのスタートアップ、ベンチャーについては、その機動性、柔軟性を生かし、市場規模が小さい大企業が事業化困難な研究開発シーズを製品・サービス化し、次の産業を創り出すイノベーション循環の担い手と期待されていることから、このような企業への「イノベーションボックス税制」の適用は、今後のイノベーションを促進させる観点からの意義は決して小さくないものと思われる。使いやすい簡素な制度として早期の実現を期待したい。

以上